

新坂自治振興区地域振興計画書

美しい自然と古い文化を活かした
全住民による 全住民のための
光り輝く里山づくりをめざして

平成 24 年 3 月策定

新坂自治振興区

目 次

はじめに・・・・・・・・・・

1, 計画策定の目的

2, 計画の概要

基本理念

基本目標

新坂地域の概要

- 1, 位置・地勢
- 2, 沿革
- 3, 人口の推移
- 4, 新坂地域人口・高齢化率
- 5, 新坂の農家戸数・経営耕地

基本計画

- 第1, 美しい自然を活かした里山づくり
- 第2, 元気で暖かみのある里山づくり
- 第3, 古い歴史と文化の薫り高いふれあいの里山づくり

おわりに

資料編

- 資料1, 新坂地域の位置と面積
- 資料2, 新坂地域の指定文化財
- 資料3, 新坂地域の埋蔵文化財包蔵地
- 資料4, 新坂地域の城館跡
- 資料5, 新坂地域実態調査アンケート
- 資料6, 新坂地域実態調査アンケート結果
- 資料7, 新坂自治振興区地域振興計画策定委員名簿
- 資料8, 新坂地域実態調査アンケート調査員名簿

はじめに

新坂自治振興区は、平成 23 年 4 月 1 日付で新坂地域に従来あった「三坂郷自治振興区」、「郷原自治振興区」、「新免自治振興区」の 3 つの振興区を統合し新坂地域全体の住民自治組織として誕生しました。

また、昭和 34 年から半世紀にわたり人づくり・地域づくりの拠点として大きな役割を果たしてきていた新坂公民館は、平成 23 年 3 月 31 日付で閉館し、公民館で行ってきた社会教育・生涯学習事業は新坂自治振興区に引き継ぎ地域づくりと一体的に推進することになりました。

このような状況を踏まえ、新坂の将来のあるべき方向や課題の克服を図り、地域の共有する夢の実現に向け、振興区の歩むべき道標として、住民の総意に基づきこの「**新坂自治振興区地域振興計画**」を定めるものです。

このため、計画の策定にあたっては「地域振興計画策定委員」を委嘱し、地域の現状と課題をしっかりと把握するため、全世帯のアンケート調査を実施したのち、アンケートの集約・分析・検討を重ね、さらにワークショップ等で住民ニーズを踏まえたうえで、「新坂自治振興区地域振興計画」を策定しました。

地域振興計画の実現は地域の将来目標の実現であり、「**光り輝くさとやま新坂**」の具現化に他なりません。

そのためには、市行政当局のご支援をいただく中で、より実質的で新しい連携協力（協働）のもとに、新坂に住んでいる全住民が運命共同体としての地域連帯感をもち、全住民による全住民のための「光り輝くさとやま新坂」の実現のため、振興区活動に積極的に参加して実践活動を推進していただくことが前提であり、最も重要ですので、地域の皆様の積極的な活動参加をよろしくお願いいたします。

1、計画策定の目的

「新坂自治振興区地域振興計画」は、新坂地域の現状と課題をしっかりと把握し、地域の将来目標を樹立する中で、その目標達成のための実施計画を策定するものです。

2, 計画の概要

(1) 計画の名称

この計画は、「新坂自治振興区地域振興計画」とします。

(2) 自治振興区の構成

新坂自治振興区は、庄原市東城町三坂・新免（新坂地域）の全域をもって構成します。

(3) 計画期間

この計画は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。ただし、この間、必要に応じて計画の見直しができるものとします。

基本理念

「美しい自然と古い文化を活かした、全住民による全住民のための光り輝くさとやま新坂の創造」とします。

基本目標

新坂地域住民全ての活動参加を求め、住民自らの力によって地域を守り、地域住民のための「安心安全なさとやま新坂の創造」のため、次の目標を樹てその具現化を目指します。

1, 美しい自然を活かした豊かな里山づくり

風光明媚な新坂の自然と環境を守り、地域産業・経済の活性化を図り住みよい「さとやま新坂」づくりを目指します。

2, 元気で暖かみのある里山づくり

誰もがすこやかに健康で安心して暮らせる、安心・安全な「さとやま新坂」づくりを目指します。

3, 古い歴史と文化の薫り高いふれあいの里山づくり

古い歴史と文化を活かしたふれあいと交流の「さとやま新坂」づくりを目指します。

新坂地域の概要

1, 位置・地勢

位置 広島県庄原市東城町三坂・新免

面積 16.60 平方キロメートル

(東西 5.2 キロメートル、南北 5.3 キロメートル)

新坂地域は資料 1 のとおり、庄原市東城町の最南端に位置することから気候は比較的温暖で、美しい自然に恵まれた風光明媚な地域です。

西南部地域は神石高原町に、東部は東城町久代・北部は東城町帝釈宇山に隣接する中山間地域です。

地質は大部分が今から約 3 億 6200 万年前に形成された石灰岩で、ドリーネ、ウバーレ等が数多く見られる三坂野呂^{のろ}や、国の名勝と国定公園に指定されている「帝釈峡」の一部となっていて、風光明媚な地域であることから、四季折々に大勢の観光客が訪れます。

三坂野呂台地の標高は 500 メートル前後の準平原で、谷あいの標高は 400 メートル前後となっていて、高くそびえる山は見当たりません。

主要な道路としては、県道三原東城線、県道三坂手入線の 2 路線があり、車で三原市へで約 2 時間、福山市へは約 1 時間、市役所のある庄原市街地までは約 40 分の位置にあります。

また、地域内に市道が 25 路線走り、台地上や谷あいに 10 集落が形成され住民が生活しています。

河川は三坂の西部を 1 級河川の帝釈川が、三坂の中央部を三坂川が、新免の南部を郷川が流れています。

これらの川は神石高原町手入で 1 級河川の成羽川と合流し、倉敷市玉島へ流れ瀬戸内海に注ぎ込みます。

2, 沿 革

新坂地域の地形は、今から約 3 億 6200 万年前の古生代後期に暖かい南方の海で形成された珊瑚礁が、プレート移動によって現在地にできたものです。

このため新坂地域には、石灰岩の台地や峡谷、岩陰、洞窟、ドリーネ、ウバーレ等のカルスト地形特有の景観が多く見られ、風光明媚な地帯であることから、国指定名勝と国定公園指定の「帝釈峡」の大部分を占めています。

石灰岩地帯は前述したように岩陰や洞窟が多くあり、原始人の生活に適していることから、化石人類の宝庫と世界的に言われています。

昭和36年に帝釈始終で帝釈峡^{まわたり}馬渡遺跡が発見され、それを契機として広島大学を中心とする「帝釈峡遺跡群発掘調査団」を組織して分布調査した結果、これまで55の遺跡を発見しています。

昭和37年から今日まで、毎年夏に発掘調査が続けられてきており、考古学研究の地として全国的に有名になっています。

これまでの調査で、三坂^{ひびす}日々須の弘法滝洞窟遺跡から、縄文時代早期（今から約1万年前）の土器、石器等が発見されていますので、その頃にはすでに私たちの先祖となる人々が、狩猟を中心にしながら住んでいたことが明らかとなっています。

また、弥生時代中期（今から約2200年前）の遺物が発見された新免の^{いぬずか}犬塚弥生住居址等の遺跡があることから、弥生時代になると農耕文化が進み、新坂地域で生活する人類もだんだんと多くなってきたものと思われれます。

さらに、古墳時代に入ると資料3のとおり、新免の犬塚古墳をはじめ64基の古墳が発見されていますので、さらに多くの人々が生活していたことが分かっています。

奈良時代の和銅8年（715）には、里を郷に改め郷を2から3の里に分けたとき、神石郡内に神石・志・高市・三坂の4郷が成立しました。

「類聚三代格」の卷八に、平安時代の延暦24年（805）12月7日の記事の中に、備後国神石、奴可、三上、^{えそ}恵蘇、甲奴、世羅、^{みたに}三谿、三次の8郡で調（税）として糸の代わりに鋤鉄を納めることが許されています。

また、承平年間（931～938）に著された我が国の最初の漢和辞書と言われる「和名類聚抄」に見られる「三坂郷」は、現在の三坂・新免地域に比定できます。

室町時代に入ると、新坂地域にも土豪や有力名主を中心に、山城が築かれるようになり、地域内に資料4のとおり、7つの山城がこれまでに確認されています。

江戸時代に入ると新免村、三坂村は、元和5年に大和国（今の奈良県）から備後国福山藩10万石に入封した水野勝成の領地分となりました。

また享保2年に、奥平昌成が丹波国（今の兵庫県）宮津9万石から戦功により10万石に加増され豊前国（今の大分県）中津藩に転封となったときに、新免村、三坂村は中津藩の^{とびりょう}飛領となりました。

その後、明治4年7月14日、廃藩置県が実施され中津藩は中津県となりました。

なお、明治4年11月15日、広島・福山・中津・倉敷の4県を広島県、深津県の2つに改めたことにより、神石郡の新免村、三坂村は深津県に含まれました。

そして、明治5年6月7日には、深津県が小田県と改称されたことにより、新免村、三坂村は小田県に属し、西第7大区第10小区となりました。

また、明治8年12月10日に備中一円・備後6郡を岡山県に合併することになり、新免村・三坂村は岡山県に属することになりました。

さらに、明治9年4月18日、岡山県の内、旧小田県管轄の備後6郡を広島県に移管することになり、新免村、三坂村は第二十大区・第五小区となりました。

そして、明治22年4月1日に、市制・町村制が施行されたことに伴う町村合併によって、新坂村と三坂村が合併し神石郡**新坂村**が誕生したことにより、それ以来「**新坂**」の地域名が使われだしました。

また、昭和30年4月1日に、比婆郡東城町、小奴可村、八幡村、田森村、帝釈村、久代村と、新坂村の約半分が町村合併し新東城町となりました。

その後、平成17年3月31日、平成の大合併により、庄原市と比婆郡西城町、東城町、口和町、高野町、比和町、甲奴郡総領町の1市6町が合併したことに伴い、新坂地域も新庄原市に属することになり今日に至っています。

なお、当地域は、中国電力帝釈川発電用ダムを有することから、「**電源立地地域対策交付金・補助金制度**」の交付対象地域に指定されていますので、この制度を活用して公共施設等の整備が促進されるべき地域となっています。

3、人口の推移

新坂地域の人口の推移は、（第1表）のとおりです。

表に見られるように、昭和60年代のバブル期以降からの人口の都市流出による過疎化の進行と、平成期に入ってからの子高年齢化社会の進行に伴い、全国的な傾向と同じく、新坂地域人口も激減してきており、今回のアンケート調査（平成23年10月1日現在調べ）による実在人口は

234人となっています。

平成23年2月末現在の住民基本台帳による人口は258人であり、江戸時代の享保2年人口に比較し86.7%、明治1年に比較すると84%、大正4年に比較すると83.7%、昭和30年の東城町への町村合併時に比較すると66.3%の人口減となっています。

(第1表)

新坂地域人口・世帯数の推移

年（西暦）	人口（人）	世帯数
享保 2（1717）	1942	236
明治 1（1868）	1608	276
大正 4（1915）	1579	306
昭和 5（1930）	1758	339
昭和30（1955）	892	163
昭和60（1985）	389	130
平成 2（1990）	385	130
平成23.2（2011）	258	128
平成23.10（2011）	234	105

※ 昭和5年までの数値は、旧新坂村全体の数値であり、昭和30年に油木町に町村合併した一部地域の人口分も含まれている。

※ 平成23年2月の数値は、住民基本台帳によるものであり、平成23年10月の数値は、今回実施した新坂地域実態調査によるものである。

4, 新坂地域人口・高齢化率

平成23年10月1日現在で実施した、実態調査アンケートをもとに集計したものが第2表です。

新坂の实在総人口は234人、その内で65歳以上の年齢の人は136人で、高齢化率は58.12パーセントとなっています。

これを、昭和55年国勢調査時点の数値23.9パーセントに比較してみると、2.4倍も高くなっています。

新坂にある10行政区の内、高齢化率50パーセントを超える行政区が8行政区もあり、いわゆる限界集落が非常に多い実態が明らかになり、この課題に対し早急に対策を講じる必要があります。

なお、庄原市全体・旧東城町各地域の高齢化率は第2表のとおりで、新坂地域の高齢化率が高いことがうかがえます。

(第2表)

新坂地域人口・高齢化率

(平成23年10月1日現在調べ)

行政区名	人口	65歳以上人口	高齢化率
上郷	33	18	54.55%
	(34)	(19)	(55.88%)
中郷	16	8	50%
	(17)	(9)	(52.94%)
下郷	31	16	51.61%
大木	6	6	100%
	(7)	(7)	(100%)
宇那田	31	14	45.16%
郷原	19	16	84.21%
	(21)	(18)	(85.71%)
近屋谷	19	13	68.42%
神田谷	27	13	48.15%
郷谷	19	9	47.37%
	(20)	(10)	(50.00%)
上谷	27	17	62.96%
全体	228	130	57.02%
	(234)	(136)	(58.12%)

※ () 内の数値は、調査票未回収世帯等について、改めて調査員による再調査した結果数値を加えた総在住人口である。

(第3表)

庄原市・東城町人口・高齢化率

(平成23年10月31日現在調べ)

地域名	全人口(人)	65歳以上人口(人)	高齢化率(%)
庄原市全体	39,942	14,981	37.5
小奴可	1,356	608	44.8
八幡	1,005	448	44.6
田森	774	341	44.1
東城	4,489	1,584	35.3
帝釈	569	277	48.7
久代	528	228	43.2
新坂	256	141	55.1
旧東城町全体	8,977	3,627	40.4

5、新坂の農家戸数・経営耕地

新坂の総農家戸数は、2000年の農林業センサス調査によると81戸で、1戸あたりの耕地面積も60.2アールと小規模であることから、販売農家戸数は58戸、自給的農家戸数は23戸となっていて、そのほとんどが稲作中心の第2種兼業農家です。

また、新坂の総経営耕地面積は4,881アールで、そのうち田の面積が3,925アール、畑の面積が601アール、樹園地355アールです。

なお、稲を作った農家は54戸で、作った面積は2,691アールとなっていますので、1戸あたりに換算すると約50アールで、小規模であることが分かります。

基本計画

第1、美しい自然を活かした里山づくり

1、美しい自然の保護と活用を図るとともに、生活環境の美化を推進します。

新坂地域は、東城町の最南端に位置することから、東城町の中では最も温暖な地域とされています。

地域内に、国指定名勝と国定公園に指定されている「帝釈峡」を有するなど、美しい自然に恵まれた風光明媚な地帯であることから、多くの入り込み観光客が訪れています。

このため、石灰岩地帯特有の動植物、岩石・化石等の無断採取や、県道・市道の周辺にはゴミの不法投棄・空き缶・空き瓶等のポイ捨てなどの課題もあり、アンケート結果を見ても自然環境の保全と活用が必要と答えた人が多いことを踏まえ、次の施策を推進します。

具体的施策

(1) 美しい自然の保護と活用を図ります。

○石灰岩の岩陰、洞窟、ドリーネ等の保全と活用を図ります。

(岩陰、洞窟、ドリーネ等の周辺整備を進め説明版、表示板等の設置をし、観光資源として活用します。)

○石灰岩を、「新坂の石」として指定し保護と活用を図ります。

○巨木、巨樹、貴重な山野草の保護・保全と活用を図ります。

(桜、^{けやき}欒、杉、メグスリノキ、タイシャクイタヤ、ヤマツツジ、フクジュソウ、ササユリ等の保護・保全を進め、桜の里・山ツツジの里、フクジュソウの里、山モミジの里づくり等を目指します。)

○特別天然記念物のオオサンショウウオやカワニナ等の保護増殖活動を推進します。

(河川や水路の一斉クリーン作戦等を展開し、オオサンショウウオ、蛍の幼虫の増殖に欠かせないカワニナが生息できる環境づくりを推進します。)

(2) 県道、市道、生活道周辺の環境美化を図ります。

○道路環境の保全のため、草刈り作業、空き缶、空き瓶等のゴミ回収活動等を推進します。

(市道の一斉草刈り作業、粗大ゴミ回収等のクリーン作戦の実施)

○フラワーロードづくりの推進。

(水仙ロード、あじさいロード、桜ロード等を作ります。)

2. 基幹産業である農業の振興を図ります。

新坂地域の概要で述べたように、農家戸数は 81 戸で、1 戸あたりの耕地面積は 60.2 アールと小規模であり、販売農家戸数は 58 戸にとどまっています。その内、稲作農家は 54 戸で、耕作面積も 1 戸あたり平均で約 50 アールと小規模となっています。

また、高齢化社会の進行と、米の生産調整政策に起因して、休耕田・耕作放棄地の拡大や、有害鳥獣による農作物への被害増大等の課題も山積しています。

アンケート結果を見ても、農業振興のためには、有害鳥獣の駆除、休耕田の活用、農作業の受委託が必要と答えた人が多くなっています。

このような現状を踏まえ、次の施策を推進します。

具体的施策

(1) 地域を挙げて有害鳥獣の駆除活動を推進します。

有害鳥獣被害の実態を検証する中で、有害鳥獣の特性に的確に対応した駆除方法と、駆除体勢を地域を挙げて確立し、駆除活動を強力に推進していきます。

○有害鳥獣の被害に遭いにくい作物の栽培促進を図ります。

(キウイフルーツ、柿、わさび等)

○イノシシ防護柵、電気柵、ワイヤーメッシュ柵、トタン柵等の効果的な設置法を検討し、集落単位で設置を進めます。

○地域内の有害鳥獣駆除員との連携と支援を得ながら、箱ワナ、くくりワナ等の設置をし、駆除活動を強力に推進します。

(2) 休耕田、耕作放棄地の活用を図り、特産品づくりを推進します。

(キウイフルーツ、柿、ソバ、ワサビ等の栽培促進)

(3) 農作業・草刈り作業等の受委託の促進を図ります。

高齢化社会の進行により、限界集落が多くある現状を踏まえ、高齢化による労働力不足を補うため、地域での受委託組織の設立を検討してい

きます。

(4) 集落営農組織の設立を図り、共同作業の推進を図ります。

中山間地域等直接支払制度を活用する集落の拡大を図り、集落協定を締結し大型農業機械の共同利用、農作業の共同化・効率化を進め、耕作放棄地の解消に努めます。

3. 山林の保全と林業の振興を図ります。

地域のほとんどを山林部が占める新坂地域では、山林の保全と林業の振興はことのほか重要です。

ことに、現代社会では地球の温暖化現象に起因して、異常気象によるゲリラ豪雨・集中豪雨が近隣市町でもたびたび起きていることから、山林の保全は、治山・治水対策の面からも大切ですし、観光資源の活用の面からも重要となります。

しかし、最近では高齢化社会の進行と、木材価格の低迷等に起因して、人工林、天然林を含め手入れの行き届いていない山林が増加しています。

この現状を踏まえ「美しいさとやま新坂」づくりを進めるため、次の施策を推進します。

具体的施策

(1) 植林地の保育管理の適正化を図ります。

- 下刈り、除伐、枝打ち、間伐等を適期に行い優良材を生産します。
- 作業道、集材道の整備促進を目指します。
- 新坂施業組合の組織強化に努め、連携しながら地域住民全体で林業振興を推進します。

(2) 美しい里山自然林の保全を図ります。

- ヤマザクラ、ヤマツツジ等の環境保全を地域を挙げて進めます。
- 椎茸等の食菌材となるナラ、クヌギ等の増殖を進めます。
- 里山維持のため集落をあげて下草刈りなど、広葉樹林と希少植物の拡大増殖に努めます。

(3) 林産物の拡大生産を図ります。

- 新坂地域を挙げて、椎茸、ナメコ、ヒラタケ等の林産物の生産に取り組み、特産品の拡大を目指します。

(4) 森林施業組合の活動を活発化し、森林の保全と景観を守ります。

- 振興区と新坂施業組合が連携し、施業組合の組織と活動のあり方を再検討し、地域を挙げて森林の保全と美しい景観を守っていきます。

4. 観光の振興を図ります。

国名勝と国定公園に指定されている「帝釈峡」や「帝釈峡休暇村」を有している新坂地域は、美しい自然と古い文化を持っています。

アンケート調査結果を見ても、美しい自然環境、歴史的文化遺産、帝釈峡の活用を図り、国民休暇村と連携をしながら観光の振興が必要と答えた人が多くなっています。

そこで、新坂地域活性化のため、豊かな観光資源を活用し、観光振興に積極的に取り組みます。

具体的施策

(1) 観光地・観光資源の広報活動を積極的に推進します。

○関係機関・団体等と連携し、さまざまな手段を通じて観光地、観光資源、観光イベントの広報活動を展開します。

○新坂自治振興区のホームページを通して、四季折々の観光資源、観光行事等の情報を全国に発信していきます。

(2) 美しい自然を活かした観光地づくりを推進します。

○ドリーネ、ウバーレ等のカルスト台地周遊コースを設定します。

○石灰岩洞窟探検コースを設定します。

○下帝釈峡探勝コースを設定します。

(3) 巨樹・巨木、特殊樹木、希少植物を活かした観光地づくりを推進します。

○巨樹・巨木調査を進め巨樹・巨木見学コースを設定します。

○山ツツジ等の増殖と保全を図り、「山ツツジの里」づくりをします。

○山桜等の桜を「新坂の木」として指定し保全を図り、「桜の里」づくりをします。

○山モミジ等の増殖と保全を図り「山モミジの里」づくりをします。

○フクジュソウを、「新坂の花」として指定し、増殖と保全を図り、「フクジュソウの里」づくりをします。

○キウイフルーツ、ワサビ、柿、ソバを新坂の特産物として指定し観光資源として活用します。

(4) 「蛍の里」づくりを推進します

○河川や水路の環境保全を進め、清らかな水流の中でカワニナと蛍の

幼虫が住みやすい環境をつくり、蛍の増殖を図り「蛍の里」づくりをします。

(5) 古い歴史と文化を活かした観光地づくりを推進します。

- 指定文化財見学コースを設定します。
- 中世の山城跡見学コースを設定します。
- 遺跡見学コースを設定します。
- 江戸時代の道標、石像物^{みちしるべ}見学コースを設定します。
- 神社、仏閣見学コースを設定します。

(6) 観光案内板、説明版の設置をします。

- 指定文化財、山城跡、重要な遺跡、道標など貴重な観光資源になるものに、案内板や説明版を設置します。

(7) フラワーロードづくりを推進します。

- 県道、市道、生活道周辺に四季折々の花木を計画的に植栽し、「花いっぱい^なの里」づくりを目指します。

(水仙ロード、あじさいロード、桜ロードなど)

(8) 多彩な観光イベントを実施し、特産品の販売促進を目指します。

- ドリーネ・ウバーレなど「カルスト台地めぐり」を実施します。
- 「石灰岩洞窟めぐり」を実施します。
- 「下帝釈峡めぐり」を実施します。
- 「巨樹・巨木めぐり」を実施します。
- 「ツツジ・フクジュソウ・桜めぐり」等を実施します。
- 山モミジなどの紅葉シーズンに合わせ、収穫祭等を実施します。
- 「指定文化財めぐり」を実施します。
- 中世の「山城めぐり」を実施します。
- 「遺跡めぐり」を実施します。
- 江戸時代の「道標、石像物めぐり」を実施します。
- 「神社、仏閣めぐり」を実施します。

第2、 元気で暖かみのある里山づくり

1、 福祉の充実を積極的に図ります。

昭和60年代のバブル期以降からの、人口の都市流失による過疎化の進行と、平成期に入ってからの子供高齢化社会の進行に伴い、新坂地域の人口も激減してきており、平成23年2月末現在の住民基本台帳による人口は258人となっています。

これを、昭和 30 年の東城町への合併時の 892 人に比較すると、66.3%の減少となっています。

また、アンケート調査結果から、高齢化率も第 2 表のとおり、10 行政区の内、高齢化率 50 パーセントを超える行政区が 8 行政区もあり、いわゆる限界集落が多く、一人暮らし世帯が約 3 割を占めるなどの実態が明らかになりました。新坂という「地域生活社会（ローカリティ）」を住民の考えと力で支えることが今強く求められています。

このような現状を踏まえ、各行政機関、団体の支援と協力を得ながら、「安心・安全な里山づくり」のため次の施策を実施します。

具体的施策

(1) 一人暮らし世帯・高齢者世帯の支援活動を推進します。

○巡回相談活動の充実を図ります。

現在、一人暮らし高齢者等巡回相談員 2 名、民生委員 1 名が新坂地域に配置され活動が続けられていますが、それぞれが横の連携を図りながら、より効率的な巡回相談活動が行えるよう検討していきます。

○声かけ活動・見守り活動の推進を図ります。

隣近所を中心に声かけ活動と見守り活動を展開し、地域連帯感の高揚を図り、地域力で独居世帯と高齢者世帯を支援していきます。

○緊急連絡体制の整備充実を図ります。

少子高齢化社会の進行する中、緊急時に関係機関や遠く離れている家族・親族に、いち早く連絡が取れる体制の確立が急がれますので次の施策を推進します。

(緊急連絡掲示板設置、消防署への緊急通報装置の設置促進活動など)

○地域内の各行政委員等（民生委員・保護司・農業委員・一人暮らし高齢者等巡回相談員・人権教育推進員）、自治振興区役員等の横の連携を図るためネットワークシステムを構築し、効率のよい地域づくりを推進します。

○買い物が一人でできない世帯のため、農協等の制度を利用し食材配置購買活動を促進します。

○「なんでも応援隊」を結成し、集落の維持発展に努めます。

(草刈り作業、除雪作業、農地の維持管理など)

○デイホーム事業の推進をします。

高齢者が集まり交流する場や生きがい対策として、開設を計画し実施していきます。

(2) 生活交通の充実を図ります。

アンケート結果を見ても、交通手段の確保について不安をもつ人が多く、生活交通の充実が急がれます。

このため、次の施策を推進します。

○定期バス路線の維持と充実を関係機関、バス事業者に要望していきます。

○地域生活バスの運行充実を行政当局に要望するとともに、利用促進を図ります。

○振興区活動等に参加したくても車等の運転ができないため、参加できない人が多くあることから、行政当局の支援を要望しながら交通手段の確保について対策を検討していきます。

(3) 安心・安全で暖かみのある地域づくりを推進します。

○地域安全マップを作成します。

○地域の宝である子どもの健全育成と見守り活動を、地域を挙げて推進します。

○地域防災計画書を策定します。

○自主防災組織の結成をします。

(防災対策本部、緊急連絡体制、危険箇所、避難場所、避難経路、非常時対応マニュアルほか)

○「なんでも応援隊」による地域支援活動を推進します。

(草刈り作業、家屋の維持修繕支援など)

○現代社会に対応した葬儀のあり方を調査研究し「新坂葬儀マニュアル」を策定していきます。

(4) 医療施設の整備充実を行政、関係機関団体に要望していきます。

(5) デイサービス事業等の高齢者福祉事業の充実提供を、行政・関係機関団体に要望していきます。

2. 生活基盤の整備を強力に推進します。

新坂地域内には県道 2 路線、市道 25 路線がありますが、ほとんどの道路の幅員は狭隘であり、他地域に比べて改良率も非常に低い実情です。このため、緊急時・非常時の際の消防車両・救急車輛の運行が困難であり、地域住民の生命安全を守るうえで道路改良が急務となっています。

また、新坂の中心施設である自治振興センターへの進入路も、非常に狭隘で河川に沿った道であり、避難場所として円滑に利用できないと危惧されている現状です。

アンケート結果を見ても、市道の道路改良等の道路整備、自治振興センター・集会所の整備充実が必要と答えた人が数多くあり、早急な対応が必要です。

このような現状を踏まえ、市行政当局の支援を得る中で、「電源立地地域対策交付金・補助金制度」等を活用し、次の施策を実施します。

具体的施策

(1) 市道の道路改良整備を促進します。

市道の改良整備の実態を十分に把握し、行政当局に早期着工を強く要望し道路改良整備を促進します。

○平成23年9月27日付で、自治振興センター移行に係る付帯条件として行政当局に要望し、市当局より後期実施計画で対応するとの回答を得ている、中核アクセス道路である市道谷弘線道路改良の早期着工を図るとともに、他路線の道路改良についても順次整備を推進するよう当局に求めていきます。

(2) 新坂自治振興センター取り付け道路の新設を図ります。

非常時・災害発生時に住民の避難場所に指定されている自治振興センターへの大型車両等が安全に侵入できる道路の早期着工を強く要望し実現を図ります。

○平成23年9月27日付で、自治振興センター移行に係る付帯条件として要望している事項であり、早期着工を市当局に強く求めていきます。

(3) 光ファイバー網の設置を促進し、インターネット回線の高速化を図ります。

アンケート結果から見て要望の高かった施設であり、情報の過疎からの脱却を目指し、行政当局に要望し設置区域の拡大を推進します。

(4) 急傾斜地・水路等の治山治水工事の施工を促進します。

アンケート結果から見て、施工要望の多かったものであり、行政当局に要望し施工を促進します。

(5) 集会所の整備充実を図ります。

コミュニティー活動の中心施設となる各支部内の集会所の整備を、

行政当局の支援を得る中で整備していきます。

(6) 情報一斉伝達手段として、ファックスを各世帯に設置します。

少子高齢化社会の進行により、限界集落が増加し、一人ぐらし高齢化世帯の増加などから、回覧板方式による情報伝達が出来にくい現状を踏まえ、地域内全世帯にファックスを設置し、情報の共有化を推進します。

(7) 合併浄化槽の整備充実を図ります。

風光明媚な「さとやま新坂」の自然環境を守るため、合併浄化槽の整備充実を行政当局に要望し促進します。

第3、 古い歴史と文化の薫り高いふれあいの里山づくり

1、 文化財と古い文化を活かした交流の里山づくりを図ります。

沿革のところで述べたように、新坂地域は庄原市の中で、地質的・考古学的・歴史的に見ても古い歴史と薫り高い文化をもっている地域です。

この古い歴史と文化の保存と活用を図りながら、ふれあいと交流の「さとやま新坂」づくりのため、次の施策を推進します。

具体的施策

(1) 国名勝と国定公園に指定されている「帝釈峡」の保存と活用を図ります。

○美しい自然と貴重な動植物を地域を挙げて守り、地域の交流の場として、また観光資源として有効に活用します。

(下帝釈峡の保護と活用、石灰岩洞窟・岩陰の保存と活用、特別天然記念物オオサンショウウオの保護増殖など)

(2) 休暇村帝釈峡の活用を図ります。

○休暇村周辺の貴重な植物の保護増殖を地域を挙げて推進し、ふれあいと交流の場や特産品販売の場として活用します。

(山桜の里づくり、山モミジの里づくり、山ツツジの里づくり、フクジュソウの里づくりなど)

(3) 文化財・遺跡・山城跡等に説明板・案内板を設置します。

○新坂地域には、資料2、資料3、資料4 のとおり、貴重な文化財、遺跡、山城跡等がたくさんありますので、これの保存と活用を図るとともに、地域住民の交流の場と観光資源として活用していきます。

(指定文化財等案内板設置事業、山城跡説明板設置事業、道標説明板設置事業など)

(4) 郷土の歴史と文化を学び、地域連帯感の高揚とふるさと意識の醸成を図ります。

○アンケート結果を見ても、地域の歴史と文化を学びたいと答えた人が多くありますので、次の事業を推進し、郷土に誇りをもたせるとともに、ふるさと意識の醸成を図ります。

(新坂の自然を学ぶ会、新坂の歴史を学ぶ会、新坂の指定文化財巡り、新坂の山城跡巡り、新坂の遺跡巡りなど)

(5) 「新坂の歴史と文化」報告書を発刊します。

○アンケート結果を見ても、要望の高かった事項ですので、次の事業を推進します。

(「新坂の歴史と文化」発刊事業)

(6) 「新坂の歴史と文化マップ」を発刊します。

○新坂地域の貴重な宝である、指定文化財や遺跡などのイラストマップを作成し、郷土の歴史と文化を知り誇りをもって、明日の新坂づくりを推進していきます。

(「新坂の歴史と文化マップ」発刊事業)

2. 伝統文化の継承と振興を図ります。

新坂地域は、前述しましたように古い歴史と文化を有することから、古き良き文化が今日まで残されてきています。

しかし、急激な社会構造の変化による核家族化と少子高齢化社会の進行により、伝統行事、伝統芸能、伝統食などの継承ができにくい現状となっています。

貴重な新坂地域の伝統文化を次の世代に継承していくことは、現在の私たちに課せられた使命です。

このため、地域に誇りをもち全住民の力で、次の施策を推進していきます。

具体的施策

(1) 地域行事の伝承を図ります。

○地域行事の伝承は、世代間交流や地域連帯感の醸成と活性化につながり重要ですので、次の事業を推進します。

(ふるさと盆踊り大会、神祇伝承活動、しめ縄づくり講習会、とんど祭りなど)

(2) 伝統食文化の継承を図ります。

四季折々の季節に作る食事や行事食などが、生活様式の変化等によって、失われつつある現状です。

このような現状を踏まえ、次の施策を推進します。

○春夏秋冬ごとに季節料理講習会を開催します。

(正月料理、田植えごっつおう、彼岸料理、祭り料理など)

○伝統調味料造り等の講習会を開催します。

(味噌造り、漬け物造りなど)

3. 生涯学習事業の推進により、協同意識あふれる人づくりを図ります。

現代社会の特徴は、急激に社会が進展していることであり、その変化を予測し即座に対応できる、協同意識を持った人づくりが社会から求められています。

このため、家庭、学校、地域が密接な連携をとりながら、よりよい人づくりと仲間づくりを目指して、次の施策を推進します。

具体的施策

(1) 地域行事の開催をすすめ、地域住民の広域交流を図ります。

アンケート調査の結果を見ても、「ふるさと祭り」や「地区運動会」の参加意欲が高いので、新坂地域全住民が一堂に会して、親睦と交流を図る中で、地域連帯感の高揚と協同意識を醸成するため、継続して次の施策を推進します。

○新坂地区運動会の開催。

○新坂盆踊り大会の開催。

○新坂ふるさと祭りの開催。 他

(2) 各種教室・講座を開催し、豊かな教養と趣味をもった人づくりを進めます。

健康な心と体を持ち、豊かな知識と趣味を身につけた、人づくりを図るため、次の施策を推進します。

○心と体の健康づくり教室の開催。

○舞踊教室の開催。

○銭太鼓教室の開催。

- ヨガ教室の開催。
- 大正琴教室の開催。
- グラウンドゴルフ教室の開催。
- ゲートボール教室の開催
- 男の料理教室の開催。
- 趣味・教養講座の開設。
- 歴史・文化講座の開設。
- 女性講座の開設
- 青年講座の開設。他

(3) 生涯学習関係団体・グループの育成を図ります。

地域に根ざした自主的・主体的な生涯学習関係団体の育成とグループづくりを図る中で、連帯感あふれる明るく楽しい地域づくりを推進します。

○アンケート結果を見ても、地域の後継者である青年の育成が大切と考える人が多いことから、青少年育成町民会議新坂支部と連携しながら、地域の宝である青少年の健全育成を目指し、青少年団体・グループの育成を図ります。

(新坂こども会育成事業、新坂ユースクラブ育成事業、青少年海水浴実施、青少年スキー教室実施、若者交流会の開催、世代間交流事業〈盆踊り練習、しめ縄づくり講習会、とんど祭り〉子ども見守り活動など)

○自治振興区女性部を中心に、地域づくりの中で大切な役割を担う、女性団体・グループの育成と支援を図ります。

(女性部研修講座の開設、先進地視察研修、舞踊・銭太鼓・ヨガ・大正琴グループ等の育成支援)

○高齢者団体・グループの育成を図ります。

少子高齢化社会の進行により、高齢者層は地域人口の70%を占めています。

そこで、高齢者の豊かな知恵と知識を地域づくりに活かしていくとともに、高齢者の皆さんの生きがいと豊かな生活の実現のため、次の施策を推進します。

(新坂老人会育成支援事業、各種高齢者グループづくり事業、高齢者交流会の開催 他)

(4) 心身共に健康な人づくりのため体育・スポーツの振興を図ります。

アンケート調査の結果を見ても、体育・スポーツ大会や、体力づくり・健康づくり事業への参加意欲が非常に高いことから、地域住民相互の健康づくり・体力づくりと親睦と交流を図るため、次の事業を推進します。

○全住民参加の「運動会」を開催します。

(新坂地区運動会の開催。)

○各種スポーツ大会等を開催します。

(新坂地区グラウンドゴルフ大会の開催、グラウンドゴルフ教室の開催、グラウンドゴルフ交流会の開催、ソフトボール大会の開催、高齢者スポーツ大会の開催 他)

○心と体の健康づくりための教室を開催します。

(心と体の健康づくり教室、ヘルシー料理教室、薬草・野草料理教室、男の料理教室 他)

○体育・スポーツ団体の育成と支援を図ります。

(庄原市体育協会東城支部新坂地区体協の育成・支援 他)

(5) 人権教育の推進を図ります。

一人ひとりの人権を尊重し、明るく住みよい町づくりを推進するため、庄原市当局や庄原市人権教育推進委員と連携しながら、次の事業を実施します。

○町づくり学習会の開催。

○人権教育講演会等への参加促進。

○男女共同参画の推進。 他

4. 新坂地域の活性化のための事業の推進を図ります。

アンケート調査結果からみて、地域活性化のために必要な事業として多くありました要望と意見を踏まえ、住民一人ひとりが共通認識にたち、全住民の総力を挙げて、次の施策を推進します。

具体的施策

(1) 市道の道路改良を促進します。

(2) 公共交通網の整備充実を図ります。

(3) 耕作放棄地を無くする活動を展開します。

(4) 花いっぱい運動を展開します。

(5) 地域美化事業の推進をします。

(6) 桜の里づくり事業の推進を図ります。

- (7) 観光イルミネーションづくりを推進します。
- (8) 後継者育成事業を推進します。
- (9) 若者の U ターン・I ターンをみんなの力で促進します。
- (10) 若者交流（婚活活動）事業を推進します。
- (11) 若者が働ける職場の確保を関係機関と連携して推進します。
- (12) 若者がふるさとへ帰り集まれるイベントの開催をします。
- (13) 地域から「空き家を無くする活動」を展開します。
- (14) 高齢者の知恵を借り活かす事業（郷土料理・郷土の味の伝承）を推進します。
- (15) 高齢者が気軽に集まれる交流会を開催します。
- (16) 振興区活動に積極的に参加する意識改革の展開を図ります。
- (17) 野菜、新坂の特産作物等の品評会を開催します。
（新坂野菜品評会・新坂特産物品評会 他）
- (18) 新坂自治振興区憲章を制定します。

5. 支部活動の充実、支援を図ります。

振興区活動に誰でも気軽に参加でき、よりよい地域づくりを進めるためには、地域連帯感の強いエリアにある支部組織の整備が必要です。

たとえば、新坂全体で実施する事業参加については、送迎等が必要になる場合もあり、課題が生じています。

このような実情を踏まえ、運命共同体としてのエリアにある支部の活動を活発化するため、次の施策を推進します。

具体的施策

- (1) 支部組織の見直しを含め、地域実態にあった組織にしていきます。
- (2) 支部で行う事務事業の連絡調整や活動資金について積極的に支援していきます。

6. 情報の収集と発信を積極的に推進します。

地域連帯感の高揚を図り、振興区の活動を地域住民全員が共通認識をもって地域づくりを進めるためには、情報の共有が大切です。

しかし、高度情報化社会を迎え、ありとあらゆる情報が飛び交っている中、より確かな必要な情報を、より早く収集し発信（提供）するため、次の施策を推進します。

具体的施策

(1) 新坂自治振興区だより「しんさか」の発行をします。

○内容を検討し、より充実した内容の広報誌にしていきます。

(2) 新坂自治振興区ホームページにより、すばらしい「さとやま新坂」の情報を広く全国に発信します。

○ホームページの内容を再検討し、常に新鮮な「さとやま新坂」の情報を地域内外に発信していきます。

(3) ファックス方式による情報伝達を検討し、円滑な利用を目指します。

○生活基盤整備の項で計画した、ファックス施設が完了するまでに運用のあり方を検討し、円滑な利用を図ります。

おわりに

新坂地域の実態をしっかりと把握し、地域住民の欲求（ニーズ）を踏まえたうえで、新坂自治振興区地域活性化のための基本計画である、「**地域振興計画**」をここに策定いたしました。

この計画は、基本目標に掲げていますように、新坂地域住民の全ての活動参加を求め、住民自らの力によって地域を守り、地域住民のための「**安心安全なさとやま新坂の創造**」をするための基本計画です。

この計画が絵に描いた餅とならないためには、庄原市行政当局・関係機関のご理解とご支援をいただく中で、住民の皆様の熱い郷土愛とガバナンス（協治）精神に裏打ちされた、全住民参加の「**知恵と汗を流す実践活動**」が是非とも必要です。

それなくしては、「**光り輝くさとやま新坂**」の実現はありません。

重ねて、市行政当局・関係機関のご支援と、地域住民の皆様の新坂自

治振興区活動への積極的な参加をよろしくお願いいたします。

[資料1]

☆新坂地域の位置と面積

位 置	広島県庄原市東城町三坂・新免
面 積	16.60平方キロメートル
	東西 5.2キロメートル
	南北 5.3キロメートル



[資料 2]

☆ 新坂地域の指定文化財

区 分	名 称	所 在 地	指定年月日
国特別天然記念物	オオサンショウウオ	地域を限らず	昭和27年3月29日
国名勝	帝釈川の谷（帝釈峡）	東城町・神石高原町	大正12年3月7日
県重要文化財	壽福寺禅堂	新免郷谷	昭和59年1月23日
県史跡	犬塚第一号古墳	新免神田谷	昭和56年4月17日
県天然記念物	新免郷谷のエノキ	新免郷谷	平成6年2月28日
市天然記念物	三坂氏清のタイシャクイタヤ	三坂氏清	平成21年3月26日
市天然記念物	三坂氏清のマガリキ	三坂氏清	平成21年3月26日



ンシヨ
川の谷



オオ
ウオ
帝
(帝釈峡)



サ
釈

壽福寺禅堂



犬塚第一号古墳



[資料 3]

☆ 新坂地域の埋蔵文化財包蔵地

番号	遺跡名	種別	所在地
1	橋神古墳	円墳か	東城町三坂橋神
2	松が端古墳	円墳か	三坂紙屋
3	塚の段古墳	円墳	三坂塚の段
4	上迫第1号古墳	円墳	三坂上迫
5	上迫第2号墳	円墳	〃
6	膝尾第1号古墳	円墳	三坂膝尾
7	膝尾第2号古墳	円墳	〃
8	膝尾第3号古墳	円墳	〃
9	谷弘第1号古墳	円墳	三坂谷弘
10	谷弘第2号古墳	円墳	〃
11	久留守塚第1号古墳	円墳	三坂久留守
12	久留守塚第2号古墳	円墳	〃
13	久留守塚第3号古墳	円墳	〃
14	前近屋古墳	円墳	三坂近屋
15	上近屋古墳	円墳	〃
16	近屋第1号古墳	円墳	〃
17	近屋第2号古墳	円墳	〃
18	近屋第3号古墳	円墳	〃
19	近屋第4号古墳	円墳	〃
20	近屋第5号古墳	円墳	〃
21	近屋第6号古墳	円墳	〃
22	近屋第7号古墳	円墳	〃
23	近屋第8号古墳	円墳	〃
24	近屋第9号古墳	円墳	〃
25	西小丸第1号古墳	円墳	三坂西小丸
26	西小丸第2号古墳	円墳	〃
27	西小丸第3号古墳	円墳	〃
28	菰敷第1号古墳	円墳	三坂菰敷

29	菰敷第2号古墳	円墳か	〃
30	菰敷第3号古墳	円墳	〃
31	菰敷第4号古墳	円墳	〃

番号	遺跡名	種別	所在地
32	菰敷第5号古墳	円墳	三坂菰敷
33	位田古墳	円墳	三坂位田
34	郷原岩陰遺跡	岩陰遺跡	三坂郷原
35	向谷第1号古墳	円墳か	三坂向谷
36	向谷第2号古墳	円墳か	〃
37	郷頭岩陰遺跡	岩陰遺跡	三坂郷頭
38	梶平塚第1号古墳	円墳	三坂梶平
39	梶平塚第2号古墳	円墳	〃
40	梶平塚第3号古墳	円墳	〃
41	梶平塚第4号古墳	円墳	〃
42	梶平塚第5号古墳	円墳	〃
43	梶平背戸遺跡	散布地	〃
44	次郎岩岩陰遺跡	岩陰遺跡	三坂須床
45	須床洞窟遺跡	洞窟遺跡	〃
46	上谷第1号古墳	円墳	新免上谷
47	上谷第2号古墳	円墳	〃
48	槍場确塚古墳	円墳	新免末宗
49	神田背戸第1号古墳	円墳	新免神田背戸
50	神田背戸第2号古墳	円墳	〃
51	御堂ヶ丸古墳	円墳	新免郷谷
52	末宗第1号古墳	円墳	新免末宗
53	末宗第2号古墳	円墳	〃
54	福永屋古墳	円墳か	新免郷谷
55	柳屋古墳	円墳	新免下郷
56	新免下郷第1号古墳	円墳か	〃
57	新免下郷第2号古墳	円墳か	〃
58	新免下郷第3号古墳	円墳か	〃
59	新免下郷第4号古墳	円墳か	〃
60	新免下郷第5号古墳	円墳か	〃

61	新免下郷第6号古墳	円墳か	〃
62	犬塚第1号古墳	円墳	新免神田谷
63	犬塚第2号古墳	円墳	〃
64	犬塚第3号古墳	円墳	〃

番号	遺跡名	種別	所在地
65	犬塚第4号古墳	円墳	新免神田谷
66	犬塚第5号古墳	円墳	〃
67	犬塚遺跡	住居跡	〃
68	田中後第1号古墳	円墳	新免田中後
69	田中後第2号古墳	円墳	〃
70	田中後第3号古墳	円墳	〃

[資料4]

☆ 新坂地域の城館跡

番号	名称	所在地
1	竹の丸城跡	東城町三坂上郷
2	上郷土井城跡	三坂上郷
3	矢不立城の的場跡	三坂下郷
4	郷原土井城跡	三坂郷原
5	三坂山城跡	三坂宇那田

6	末宗城跡	新免末宗
7	木路田城跡	新免上谷

[資料5]

☆新坂地域実態調査アンケート

問1、あなたの状況をご記入ください。

性別	年齢	自動車・バイクの運転は		職業	健康に不安は	
		できる	できない		ない	ある
	歳					

★平成23年4月1日現在の年齢をご記入ください。

★「自動車の運転は」・「健康に不安は」の欄には、該当するところに○をしてください。

問2、家族の状況をご記入ください。

続柄	性別	年齢	自動車の運転は		職業	健康に不安は	
		歳	できる	できない		ない	ある
		歳	できる	できない		ない	ある
		歳	できる	できない		ない	ある
		歳	できる	できない		ない	ある
		歳	できる	できない		ない	ある
		歳	できる	できない		ない	ある
		歳	できる	できない		ない	ある

		歳	できる	できない		ない	ある
--	--	---	-----	------	--	----	----

★平成23年4月1日現在の年齢をご記入ください。

★「自動車の運転は」・「健康に不安は」の欄には、該当するところに○をし
てください。

問3, 現在住んでいる地域は住みやすいですか。 1つだけ○をしてください。

- 1, とても住みやすい
- 2, 住みやすい
- 3, 住みにくい
- 4, とても住みにくい
- 5, どちらとも言えない

問4, 住みにくいと答えられた人は、その理由を 2つだけご記入ください。

- 1,
- 2,

問5, これからもこの地域に住みたいと思われますか。 該当する番号を 1つだけ○をしてください。

- 1, ぜひ住みたい
- 2, できれば住みたい
- 3, できれば移転したい
- 4, ぜひ移転したい
- 5, どちらとも言えない

問6, 世帯の収入源の主なものは何ですか。 該当する番号を 1つ選び○をしてください。

- 1, 農林業収入
- 2, 給与収入
- 3, 年金収入
- 4, 仕送り
- 5, その他 ()

問7, 1年間で多い出費は何ですか。 該当する番号を 2つ選び○をしてください。

- 1, 被服費
- 2, 食費
- 3, 住居費 (住宅修繕、電気、ガス、水道費等)

- | | |
|------------|----------|
| 4, 教育費 | 5, 教養娯楽費 |
| 6, 保健医療費 | 7, 交際費 |
| 8, その他 () | |

問8, 生活していくうえで支障となっているもの、または不安だと思われることは何ですか。 該当する番号を2つ選び○をしてください。

- | | |
|---------------|------------------|
| 1, 交通手段の確保 | 2, 話し相手・相談相手がいない |
| 3, 不審者等への対応 | 4, 日々の食事 |
| 5, 買い物 | 6, お金の出し入れ |
| 7, 病気になったとき | 8, 介護 |
| 9, 家屋等の維持管理 | 10, 草刈り作業 |
| 11, 除雪作業 | 12, 地域内の共同作業 |
| 13, 農地の管理 | 14, 山林の管理 |
| 15, 後継者がいないこと | |
| 16, その他 () | |

問9, 新坂地域をよりよい地域にするため、農業の振興には何が必要とされますか。 該当する番号を2つ選び○をしてください。

★ 12, の特産品づくりに○をした人は、括弧内に具体的な品目をご記入ください。

- | | |
|---------------|----------------|
| 1, 休耕田の活用 | 2, 担い手農家の育成 |
| 3, 営農組織の設立 | 4, 有害鳥獣の駆除 |
| 5, 農作業受委託の促進 | 6, 農地の流動化 |
| 7, 農産物の直接販売 | 8, 共同栽培の促進 |
| 9, 農産物加工品販売 | 10, 販売施設の整備 |
| 11, 地産地消運動の推進 | 12, 特産品づくり () |
| 13, その他 () | |

問10, 新坂地域をよりよい地域とするため、林業の振興には何が必要とされますか。 該当する番号を2つ選び○をしてください。

- | | |
|-----------|-----------|
| 1, 人工林の拡大 | 2, 天然林の拡大 |
|-----------|-----------|

- 3, 急傾斜地・水路等治山治水工事の施工
- 4, 合併浄化槽整備充実
- 5, 光ファイバー網の敷設をし、インターネット回線の高速化を進めるとともに、テレビ難視聴世帯の解消を図る。
- 6, 水道施設整備促進による給水区域の拡大
- 7, その他 ()

問 15、あなたは、新坂地域が将来どのような地域になればよいと思われますか。 該当する番号を1つ選び○をしてください。

- 1, 健康で安心して暮らせる地域
- 2, 若者が多く残る活力ある地域
- 3, 高齢者が暮らしやすい地域
- 4, 美しい自然と古い文化を残している地域
- 5, 地域連帯感のある明るく楽しい地域
- 6, その他 ()

問 16、あなたは、自治振興区の事業・活動に参加していますか。 該当する番号を1つ選び○をしてください。

- 1, 積極的に参加している。
- 2, ときどき参加している。
- 3, 参加したことがない。

問 17、参加したことがないと回答された方におたずねします。その理由は何ですか。 該当する番号を1つ選び○をしてください。

- 1, 参加する時間がないから。
- 2, 参加したい事業や活動がないから。
- 3, 参加したくても交通手段がないから。
- 4, その他 ()

問 18、自治振興区で地域活性化のため、どのような事業があれば参加しますか。 該当する番号を3つ選び○をしてください。

- 1, 花いっぱい運動
- 2, 地域美化事業（粗大ゴミ・廃品回収・河川清掃など）
- 3, 地域の若者交流事業
- 4, 郷土料理・郷土の味伝承事業
- 5, 桜の里づくり事業
- 6, 観光イルミネーションづくり
- 7, 高齢者の知恵を活かす事業（味噌造り、醤油造り、草履づくりなど）

[資料 6]

☆新坂地域実態調査アンケート結果

[資料7]

☆新坂自治振興区地域振興計画策定委員名簿

氏名	役職
前田 敬	新坂自治振興区会長
小田 等	〃 副会長
池田 捷敏	〃 副会長
藤井 岑雄	〃 事務局長
赤木 良光	〃 事務局員
塩井 穰	〃 町づくり部部長
世羅 喜代登	〃 環境福祉部部長
早川 博幸	〃 体育部部長
池田 栄	〃 高齢者部部長
谷本 小夜子	〃 女性部部長
桑原 憲男	〃 青少年部部長
佐々木 昇	〃 三坂北支部長
瀬尾 正昭	〃 三坂南支部長
久岡 勇	〃 新免支部長
日石 幸美	〃 町づくり部副部長
高橋 成忠	〃 町づくり部部員
久岡 崇彦	〃 町づくり部部員
田辺 芳之	〃 町づくり部部員
赤木 寿子	民生児童委員
藤井 佳子	庄原市農業委員

久岡 崇彦	一人暮らし高齢者等巡回相談員
田中 美保子	一人暮らし高齢者等巡回相談員

[資料 8]

☆新坂地域実態調査アンケート調査員名簿

調査員氏名	調査担当行政区	調査世帯数
赤木 晃章	三坂上郷	14
塩井 自郎	三坂中郷	7
久岡 崇彦	三坂下郷	15
小山 博登	大木	5
半瀬 一二三	宇那田	10
渡辺 克巳	郷原	12
池田 捷敏	近屋谷	9
横山 義和	神田谷	13
横川 祥子	新免郷谷	9
田辺 芳之	上谷	11

参考文献

東城町史第6巻 年表（平成9年3月31日 東城町発行）

新坂公民館のあゆみ（平成23年3月31日 新坂公民館発行）

新坂自治振興区地域振興計画書

平成24年3月31日発行

編 集 新坂自治振興区
地域振興計画策定委員

発 行 新坂自治振興区
広島県庄原市東城町三坂 3 3 0

印 刷 株式会社